

那珂川地域森林計画変更の概要

変更計画事項

1 林道の開設又は拡張に関する計画

計画内容

	開 設	改 良	舗 装
変更前	107,210m	70,780m	97,160m
変更後	22,970m	69,580m	92,560m
増減	84,240m減	1,200m減	4,600m減

変更理由

・全国森林計画の変更の方針に合わせ、走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等に対応した林道整備を行うため、改良・舗装を重点的に実施する計画に見直した。

2 森林の整備に関する事項

(森林の立木竹の伐採に関する事項：P18) (林産物の搬出方法等：P30)

大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加していることから、林地の保全を図り林地の更新の妨げとならないよう、『主伐に際しては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた方法とすること』を追記

(木材等生産機能維持増進森林に関する指針：P28)

将来の森林資源の持続的な利用の確保を図るため、『木材等生産機能維持増進森林の区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とし、『特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う』ことを明記。

3 森林の保全に関する事項

(森林の土地の保全に関する事項：P35)

森林の公益的機能の確保を図るため、太陽光発電施設の設置に係る開発については、『太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮する』旨を追記

(保全施設に関する事項：P35～P36)

近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、県民の安全・安心の確保のため、治山事業において緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象とした取組方針を追記